

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年6月26日(2008.6.26)

【公開番号】特開2006-293067(P2006-293067A)

【公開日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-042

【出願番号】特願2005-114533(P2005-114533)

【国際特許分類】

G 03 G 21/00 (2006.01)

B 65 H 29/24 (2006.01)

B 65 H 31/26 (2006.01)

G 03 G 15/00 (2006.01)

G 03 G 15/20 (2006.01)

【F I】

G 03 G 21/00 370

B 65 H 29/24 A

B 65 H 31/26

G 03 G 15/00 530

G 03 G 15/20 510

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月7日(2008.5.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

画像が形成された記録材を積載部へ排出するための排出手段と、前記排出手段によって排出される記録材の下面へ記録材の移動方向に風を送る送風手段と、を有する画像形成装置において、

前記積載部に積載された記録材の高さが予め設定された所定位置より高い場合の前記送風手段による送風量は、前記積載部に積載された記録材の高さが前記所定位置より低い場合の前記送風手段による送風量より小さいことを特徴とする画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記課題を解決するため本発明は、画像が形成された記録材を積載部へ排出するための排出手段と、前記排出手段によって排出される記録材の下面へ記録材の移動方向に風を送る送風手段と、を有する画像形成装置において、前記積載部に積載された記録材の高さが予め設定された所定位置より高い場合の前記送風手段による送風量は、前記積載部に積載された記録材の高さが前記所定位置より低い場合の前記送風手段による送風量より小さいことを特徴とするものである。